

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの医療機関の皆様へ

県では、医療機関を対象とした県制度融資を創設しました！

医療機関向け県制度融資

7月1日スタート！



## 新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 融資対象者 | <p>県内に開設し、診療を行っている医療機関で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1か月の医業収入が前年同月に比較して3%以上減少しているもの。</p> <p>【区分①】常時使用する従業員が300人以下の医療機関<br/>【区分②】常時使用する従業員が300人超の医療機関</p> <p>※本資金における「医療機関」とは、医療法上の病院及び診療所を指すものです。<br/>※地方公共団体や(地方)独立行政法人が開設する医療機関は対象となりません。</p> |  |
| 必要書類  | 共通   | 県税事務所長発行の納税証明書<br>開設許可の写し（病院、有床診療所）<br>営業状況調書（要綱別記様式5） |
|       | セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証に該当する場合  | 市町村長の認定書   |
| 融資限度額 | 運転資金・設備資金 10億円（※）  |  |
| 融資期間  | 10年以内（うち据置2年以内）  |  |
| 融資利率  | 区分①  | 1.2%以内（保証付き責任共有制度対象外）<br>1.4%以内（保証付き責任共有制度対象）          |
|       | 区分②  | 1.6%以内（保証なし）   |
| 信用保証  | 区分①については、保証協会の保証を付するものとする。   |  |
| 取扱期間  | 令和3(2021)年3月31日まで  |  |
| 申込方法  | 取扱金融機関へお申込ください。  |  |

※信用保証を付するものについては、別途上限額が設定されます。

## 保証料補給

### 新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金保証料補給事業

|       |  |
|-------|--|
| 内 容   | 保証料の一部を県が補給します   |
| 対 象 者 | 新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金（区分①）を利用した医療機関                        |
| 補給対象  | 令和3年(2021)3月31日までに融資実行された資金                                    |
| 補給料率  | ・セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証 → 0.2%を県が負担<br>・一般保証 → 一般保証料率の30%を県が負担 |

## 利子補給

### 新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金利子補給事業

|       |   |
|-------|---|
| 対 象 者 | 新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金を利用した医療機関  |
| 補給対象  | 令和2(2020)年7月1日から令和3(2021)年3月31日までに融資実行された資金   |
| 利子補給額 | 当初1年分の利子を県が補給します。(延滞利子を除く。)   |
| 事業の流れ | 【リアルタイム方式】(一部の金融機関で対応)<br>医療機関(利用者)は、当初1年間、金融機関への利子の返済は必要ありません。   |
|       | 【キャッシュバック方式】<br>①融資申込時に金融機関へ申請書兼請求書を提出<br>②通常どおり(元金+)利子を返済(据え置き期間2年まで設定可)<br>③医療機関(利用者)の指定した口座に利子を振込(年1回予定) |

## お問合せ

#### <県制度融資について>

・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店

・栃木県保健福祉部医療政策課医療体制整備担当 028-623-3157

#### <保証料補給について>

・栃木県保健福祉部医療政策課医療体制整備担当 028-623-3157

・栃木県信用保証協会総務部企画課 028-635-2121

#### <利子補給について>

・栃木県保健福祉部医療政策課医療体制整備担当 028-623-3157